

市町村子ども・子育て支援事業計画について

- Ⅰ 新制度の施行準備に関する地方自治体と国における今後の作業等について
【市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ】
- ※子ども・子育て支援新制度説明会（平成25年6月10日実施）資料
新制度の施行準備に関する地方自治体と国における今後の作業等についてより一部抜粋
- Ⅱ 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①～③
- ※子ども・子育て支援新制度説明会（平成25年6月10日実施）資料
基本指針の概要（案）より一部抜粋

※詳しくは、内閣府のHP「子ども・子育て支援新制度について」<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>をご参照ください。

資料 2

新制度の施行準備に関する地方自治体と国における今後の作業等について

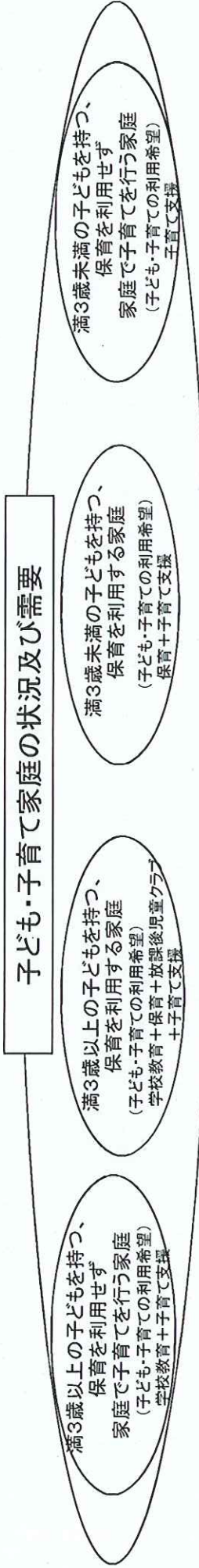
以下のスケジュール等や作業内容は、あくまで現時点での想定であり、今後の検討状況により、変更や追加がありえる。

事項	自治体における当面の作業等	今後の国の主な作業日程
<p>○ 事業計画</p> <p>【市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ】</p> <p><25年4月～6月></p> <p>① 現行の次世代行動計画等に基づく取組状況の把握、評価。</p> <p>② 子ども・子育て会議で示される基本指針案を参照しつつ、区域設定その他事業計画の構成等を検討。</p> <p>※ 適宜、地方版子ども・子育て会議や関係当事者の意見を聴き、市町村・都道府県間の連携を図る。</p> <p><25年7月～12月></p> <p>④ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の状況把握、今後の方向性の検討。</p> <p><26年1月～3月></p>	<p>③ 子ども・子育て会議で示されるニーズ調査票案を参照しつつ、ニーズ調査の実施方法を検討。</p> <p>※ 適宜、地方版子ども・子育て会議や関係当事者の意見を聴き、市町村・都道府県間の連携を図る。</p> <p>⑤ ニーズ調査の実施 → 結果取りまとめ</p> <p>⑥ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を検討、都道府県に報告。</p> <p>※ 適宜市町村・都道府県間で調整。</p>	<p><25年4月～></p> <p>○ 子ども・子育て会議で国が定める基本指針について検討</p> <p>（会議では骨子やニーズ調査票案について、論点等を提示して議論。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供（資料や議事録は公開）。）</p> <p><25年夏目途></p> <p>○ 会議としての基本指針案文、ニーズ調査票案、作成の手引きを提示。</p> <p>支給認定基準（下限時間等）</p> <p><25年度末目途></p> <p>認可・運営基準 支給認定基準 地域子ども・子育て支援事業（市町村事業）の基準</p>

	<p><26年4月~9月></p> <p>⑦ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」等を検討、都道府県に報告。</p> <p>※ 適宜市町村・都道府県間で調整。</p> <p>※ 「量の見込み」、「確保方策」は26年9月末までに中間的とりまとめ。</p> <p><26年10月~></p> <p>⑧ 「量の見込み」「確保方策」に基づき、認可・確認等の事前準備。</p> <p>⑨ パブコメ等の必要とされる手続。都道府県との調整。</p> <p><27年3月></p> <p>⑩ 確定</p> <p>→都道府県は内閣総理大臣に、市町村は都道府県に提出。</p>	<p><26年度はじめ></p> <p>⇐ 公定価格の骨格の提示 (施設の意向調査)</p>
<p>○ 子ども・子育て会議</p>	<p><25年2月~></p> <p>会議を設置する場合における準備（条例制定等）。</p> <p><25年度以降></p> <p>地方版の子ども・子育て会議の設置努力（出来るだけ早期に）。</p> <p>設置している場合には事業計画の策定に当たって意見を聴かなければならないため、26年夏頃に計画を策定できるよう適宜開催をすることになる。</p>	<p><25年4月></p> <p>子ども・子育て会議を設置し、検討を開始。</p>

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

地域型保育給付
= の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業等

- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント - 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

＜量の見込み＞

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を記載。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項) →具体的な手法は資料1-3参照。

＜確保の内容・実施時期＞

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
 ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

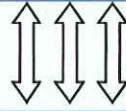
○幼児期の学校教育・保育

＜量の見込み＞

○教育のみ<1号>

○保育の必要性あり(3-5歳) <2号>

○保育の必要性あり(0-2歳) <3号>



＜確保の内容・実施時期＞

○施設(認定こども園、幼稚園)で確保

○施設(認定こども園、保育所)で確保

○施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
 例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業
 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み



確保の内容、実施時期
 不足がある場合は整備

(〇年度に〇人分)

○認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方針に係る事項

○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携